

打吹つながるモビリティ運営協議会規約

(名称等)

第1条 この会は、打吹つながるモビリティ運営協議会（以下「U-M0 協議会」という。）と称する。

2 U-M0 協議会の事務所は、鳥取県倉吉市葵町 722 番地に置く。

(目的)

第2条 U-M0 協議会は、会員相互の連携に基づき、倉吉市周遊滞在型観光地モビリティ向上計画に基づく「心ときめく出会いを生むモビリティ向上を基軸とした周遊滞在型観光まちづくり」に取り組むことによって「暮らし良し倉吉」の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 U-M0 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 上灘地区、成徳地区及び明倫地区における周遊モビリティサービス（次号において「打吹つながるモビリティ」という。）の運営に関する事。
- (2) 打吹つながるモビリティを活用したイベント、観光商品等の企画立案、連絡調整等に関する事。
- (3) 本協議会が行う事業の効果検証、評価に関する事。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 U-M0 協議会は、第2条に規定する目的の達成に賛同する別表の組織及び団体を会員として構成する。

- 2 会員となるには、U-M0 協議会に入会を申し込み、会議の承認を経なければならない。
- 3 会員は、U-M0 協議会に退会を届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(役員の種別及び選任)

第5条 U-M0 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 1人

2 会長、副会長及び監事は、会員の互選により選任する。

(役員の職務)

第6条 会長は、U-M0 協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理し、又は会長が欠け

たときはその職務を行う。

3 監事は、U-M0 協議会の事業及び会計の監査を行う。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、退会した者を除く。

(会議の種別)

第8条 U-M0 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長及び監事をもって構成する。

(総会の権能)

第10条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 規約その他の規定の制定改廃に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、U-M0 協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

(役員会の権能)

第11条 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項に関すること

(3) その他会長が必要と認める事項に関すること

(会議の開催)

第12条 通常総会は、年に一度の開催とする。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認めたとき

(2) 会員の2分の1以上から開催の求めがあったとき

3 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(会議の招集等)

第13条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第14条 会議の議事は、会議に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(事務局)

第15条 U-MO協議会の庶務を処理するため、事務局を倉吉市総務部企画課内に置く。

(会計)

第16条 U-MO協議会の経費は、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、U-MO協議会の運営に必要な事項は、会議の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月7日から施行する。

別表

打吹つながるモビリティ運営協議会 会員

(順不同)

会員名	備考
成徳地区自治公民館協議会	住民組織
明倫地区振興協議会	住民組織
倉吉銀座商店街振興組合	商業関係
倉吉町並み保存会	地域づくり団体
一般社団法人倉吉観光マイルス協会	観光関係
日本交通株式会社倉吉営業所	交通関係
日ノ丸自動車株式会社倉吉営業所	交通関係
日ノ丸ハイヤー株式会社倉吉営業所	交通関係
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	福祉関係
社会福祉法人和	福祉関係
社会福祉法人敬仁会 障がい者支援施設敬仁会館	福祉関係
倉吉市	行政関係
12 会員	令和7年4月7日現在